

## 小平市オープンデータ推進に関する指針

本指針は、国が制定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、小平市（以下、「本市」という。）においても公的データの活用を推進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

### 第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

#### 1 定義

本指針におけるオープンデータとは、本市が保有しインターネット等を通じて公開された公共データのうち、誰もが容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次の全ての項目に該当するものをいう。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

#### 2 オープンデータを推進する意義

##### (1) 市政の透明性及び信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして提供することにより、行政の透明性及び信頼性の向上を図る。

##### (2) 地域課題の解決及び市民生活における利便性の向上

多様な主体とデータの共有を図ることで、本市における地域課題を協働により解決するための基礎とする。

また、オープンデータの活用を通じ、多様な新サービスの創出を促すことで、サービスの質が向上し、また選択の幅が広がり、市民等の利便性が向上する。

##### (3) 地域経済の活性化

提供するオープンデータについて、データの二次利用を含め市場経済の幅広い段階で活用されることで、多彩な分野において新たなビジネス又はサービスが創出され、地域活動の活性化に寄与する。

##### (4) 行政における業務の効率化

オープンデータを横断的に用いて分析できる環境を整えることで、円滑かつ効果的な業務執行を促進する。

#### 3 オープンデータの基本原則

- (1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的に公開す

る。

- (2) 費用対効果や市民ニーズ等を考慮し、可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を推進する。
- (4) 可能な限り、機械判読に適した、二次利用が容易な形式で公開する。

## 第2章 オープンデータの推進に関する取組の方向性

### 1 公開対象

本市が保有する公共データのうち、市民生活の向上、経済の活性化等に資することが期待されるデータについて、原則機械判読が可能で、二次利用可能な形式で公開できるものから、順次公開を行う。ただし、①個人情報が含まれるもの、②公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではない情報は、原則としてオープンデータ化の対象としない。

### 2 オープンデータとして公開する際の基本的なルール

#### (1) 機械判読に適したデータによる提供

原則として、コンピュータでの機械判読が可能であり、かつ特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）とする。ただし、エクセルファイル等、機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合には、公開し、順次、機械判読が容易な形式に変換する。

#### (2) オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供した情報は、二次利用を認めることを原則とする。情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、可能な限り「CC-BY」による公開とする。

#### (3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取扱い

本市が保有する情報のうち、個人・法人等の第三者が著作権その他の権利を有している情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについては、当該情報を提供した者と協議を行い決定するものとする。

#### (4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項

- ① 情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。
- ② 公開する情報は、細心の注意を払い作成を行うが、正確性、完全性、有用性についての保証をするものではない。また、市の活動に関する一部の情報であって、その全てを網羅するものではない。
- ③ 公開する情報は、公開時点における情報であり、事前予告なく、公開した情報の名称、内容等の改変や削除、データの公開中止を行う可能性がある。

- ④ 公開するデータの利用により、利用者等に損害が発生した場合、また、オープンデータとして提供した情報を二次利用したものが作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わないものとする。

### 3 活用促進のための取組

#### (1) 利用ニーズに応じたデータ公開

利用者等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管課等において速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組を進める。

#### (2) 各課におけるオープンデータの活用

各課においては、他課が所管するデータも含め積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に努めるとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討・改善を図る。

#### (3) 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用推進に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

#### (4) 他行政機関との連携

国、東京都等の他行政機関と積極的に連携を図る。

#### (5) 利用規約の明示

オープンデータの公開にあたっては、利用者にとってわかりやすい場所に、データの取扱に関する利用規約をあわせて掲出する。

### 4 推進体制

オープンデータは、データを保有する全ての所管課が、自ら推進すべきものであるとの認識のもと、全庁的な体制により推進する。

### 5 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、適宜改定する。